

まるっとわかる 認定農業者ガイド

概要・メリット・申請



認定農業者になるメリット

- 将来の農地利用の姿を定める「地域計画」で農地の受け手となり、規模拡大や効率的な営農を進めやすくなります。
- 認定農業者を対象とした、経営改善に向けたさまざまな支援を活用することができます。

地域農業の担い手として、次のステージへ！

「認定農業者」は、地域農業の未来を担う経営者です！



認定農業者 になりましょう!

認定農業者とは……

市町村は、効率的かつ安定的な農業経営の育成するために農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の実情に応じた経営目標等を示す「基本構想」を定めます。

この目標の達成に向けた、今後5年間の取組などを記載した「農業経営改善計画」を作り、市町村などに認定された経営体が認定農業者です。

全国の認定農業者数は、21万2136経営体（令和7年3月末時点）となっており、これらの認定農業者の経営改善を後押しするため、国や地方公共団体は、補助金・金融・税制などの支援を行っています。



どんな人がなれるの？

性 別

男性、女性を問いません。

年 齢

年齢制限はありません。

専業・兼業の別

基本構想に定める農業経営を目指すのであれば、専業・兼業は問いません。また、新規に就農を希望する場合には認定新規就農者または認定農業者のどちらかになることができます。

なお、認定新規就農者は認定期間の満了を迎えるまでに農業経営改善計画を作成し、認定農業者へ移行することが推奨されます。

経営規模・所得

目標所得を目指せばよく、現在の経営規模や所得は問いません。

営 農 類 型

米、麦、大豆等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や野菜等の施設園芸なども認定の対象となります。

法 人 経 営

農業経営を営もうとする法人であれば、農地所有適格法人でなくとも認定の対象となります。また、法人化した集落営農も認定の対象となります。

夫婦や親子でなれるの？

家族経営協定等の取決めで以下の事項が明確化されており、共同経営者となっているなど、一定の条件を満たしている場合は、夫婦や親子など、複数の者による農業経営改善計画の共同申請を行うことで、認定農業者になることができます。

- ・ 農業経営の収益が申請者全てに帰属すること
- ・ 経営の基本的事項が申請者全ての合意で決定すること

また、現在、単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に経営主の配偶者や後継者等を共同経営者として追加するときは、農業経営改善計画を新たに作成する必要はなく、単独名義で認定を受けている計画に、申請者氏名を追加記載した上で、市町村などに変更申請を行ってください。